

特定医療費 経過措置期間終了後の変更点等について意見交換会報告（速報）

2016年12月21日（水）、難病センターに北海道地域保健課と札幌市保健所、北海道医療ソーシャルワーカー協会をお招きし、標記の意見交換会を行いました。

来年末に迫った「経過措置」終了に備え、北海道難病連では調査研究部会難病対策チームを中心に学習と広報を進めていますが、11月の道央南・札幌地区役員研修会で意見を6つにまとめ、約90分率直なやり取りとなりました。



意見交換して項目は以下のとおりです。

- ・患者と行政、医療機関（医師）の集中による負担を軽減するため、更新時期を誕生日でわけはどうか
- ・疾患専門医へのアクセスを改善するため、専門医が在籍する病院に掲示するとともに、HP公開、保健所での相談ができるようにする
- ・軽症であっても支払っている医療費によって使える「軽症特例」「高額特例」制度の周知を図る。具体的には、病院や薬局、保健所にポスターを掲示する、申請書送付時や交付時に周知する
- ・2つの特例制度を使う鍵は、「管理票」をすべての「指定難病罹患者」が使うことであり、そのため医療機関が積極的に提示、記載を促す
- ・疾患名の確定は医療機関で行われるので、申請の有無にかかわらず、「指定難病といわれたら」ガイドを作成し、①医療費補助、②支援制度、③支援機関を記載する。そこで、管理票を記載続けることを案内する
- ・来年度の申請結果通知書に「軽症特例」のため管理票を記載することをアナウンスする
- ・来年度の申請書類案内時に「軽症特例」のため管理票を記載することをアナウンスする



意見交換会には、北海道より保健福祉部健康安全局地域保健課感染症・特定疾患グループ伊藤主査ら2名、札幌市より保健福祉局保健所健康企画課伊藤係長ら3名、北海道医療ソーシャルワーカー協会より岡村執行理事ら3名、北海道難病連より高田代表理事ら10名が参加しました。